

東洋町立内保育園の不適切保育事案 に関する第三者検証委員会調査報告書

東洋町長 長崎正仁 殿

東洋町立内保育園の不適切保育事案に関する第三者検証委員会

委員長 小川敦史

委 員 近藤康生

委 員 大城由美

東洋町立銀杏保育園における虐待等・不適切な保育事案につき調査を行いましたので、下記の通り報告いたします。

目次

- 第1 はじめに
- 第2 調査の目的、本委員会の構成
 - 1 委員会の目的
 - 2 委員会の構成
- 第3 事案の概要
 - 1 第三者委員会設置までの経緯
 - 2 調査経過
 - 3 保護者からの調査要求事項
- 第4 調査結果
 - 1 事実の認定
 - 2 虐待等・不適切な保育該当性の認定
- 第5 保育園の問題点
- 第6 保育改善計画への提言

- 1 概要
- 2 改善基本方針
- 3 事案ごとの改善策
- 4 虐待等・不適切な保育の未然防止と早期発見
- 5 子どもの最善の利益の確保に向けての取り組み
- 6 保護者支援の充実
- 7 職員の意識改革と資質向上
- 8 組織文化の改善
- 9 保護者との信頼関係の回復
- 10 評価と継続的改善

第1 はじめに

令和6年1月、東洋町立銀杏保育園における虐待疑いの通報が東洋町役場にあった。このため、以後役場において事実関係の調査、保護者への説明等を行い、また弁護士に依頼して意見書の提出を受けたが、保護者からなお第三者委員会設置の要望があったため、東洋町により本第三者検証委員会が設置された。

本委員会は、保護者から訴えのあった虐待等・不適切な保育の有無に関し事実関係を調査し、虐待等・不適切な保育への該当性の判断等を示し、今後の保育運営に関する助言等を行うものである。

第2 調査の目的、本委員会の構成

1 委員会の目的

本委員会による調査は、東洋町立銀杏保育園における保育に関し、保護者から虐待等、不適切な保育の訴えがあったことに鑑み、日本弁護士連合会作成の地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針に基づき、虐待等・

不適切な保育事案の調査、事実認定、評価、原因分析及び提言並びに今後の保育園運営に関する改善案に対する助言を行うことを目的とする。

2 委員会の構成

本調査委員会は、以下の3名で構成された。但し、大城委員は今後の保育園運営に関する改善計画案に対する助言のみに加わるものとする。

- ・委員長 小川敦史（弁護士 小川法律事務所）
- ・委員 近藤康生（就任時高知大学教育研究部自然科学系理工学部門教授、令和7年4月から同大学安全・安心機構特任教授）
- ・委員 大城由美（公認心理師、臨床心理士）

第3 事案の概要

1 第三者委員会設置までの経緯

- 令和6年1月25日 銀杏保育園で虐待を疑う行為があると役場に通報
- 1月26日 通報の中で名前が出てきた保育士に聞き取り調査実施
- 2月13日 保護者と相談者から聞き取り調査を実施
- 2月22日 両保育園の保育士12名、会計年度任用職員4名から聞き取り調査を実施
- 2月27日 県幼保支援課へ聞き取り内容が虐待に当たるかどうか確認を依頼
- 2月28日 東洋町顧問弁護士に同様の依頼
- 3月1日 児童相談所に同様の依頼
- 3月4日 銀杏保育園保護者会と町長、副町長で懇談会を実施
- 3月7日 銀杏保育園保育士全員を町役場に招集、保護者会からの内容の報告と改善に向けた取り組みの指示
- 3月8日 甲浦保育園保育士全員を町役場に招集、保育の見直しと改善を指示

3月11日 児童虐待に詳しい弁護士に相談

3月19日 銀杏保育園保護者会、役場、保育士による説明会を開催

3月26日 児童虐待に詳しい弁護士に説明会資料等を提示し、虐待の有無等に関する報告書の作成を依頼、同日顧問弁護士に資料を提出、経緯や現況を説明

3月29日 児童虐待に詳しい弁護士から再確認を依頼された件について関係保育士から聞き取りを実施

4月2日 同聞き取りを実施

4月18日 保護者が町議会に第三者委員会設置に関する嘆願書を提出

4月30日 町議会議員全員協議会で嘆願書を否決

5月9日 保護者会へ弁護士意見書を発送

5月13日 子供たちの心理的ケア体制整備について保護者に通知

6月20日 甲浦保育園保護者に現状を報告

7月26日 保護者2名からの反証文を受理

8月28日 反証文に対する町からの回答書を保護者に発送

8月29日 町議会に第三者委員会設置に関する請願書が提出される

9月4日 町議会総務教育民生常任委員会にて請願書不採択

9月5日 保育園第三者委員への意見聴取会を開催（1回目）

9月9日 保育園第三者委員への意見聴取会を開催（2回目）

9月11日 町議会定例会にて請願書不採択

9月19日 保護者1名から反証文中の新案件の聞き取り調査を実施、第三者委員会の設置準備について説明

9月20日 保護者1名に第三者委員会の設置準備について説明、1名に同内容の説明文書を発送

10月8日 反証文に対する町からの項目別回答書を保護者に発送

10月11日 保護者に、第三者委員会の準備につき、設置要綱、概要書を添付して文書で通知、保育士等に同内容の説明文書を回付

10月17日 甲浦保育園保護者に現状報告（2回目）

2 調査経過

（1）委員会の開催

令和6年12月20日	第1回委員会
令和7年3月26日	第2回委員会
令和7年5月13日	第3回委員会
令和7年6月17日	第4回委員会
令和7年7月30日	第5回委員会

（2）関係者への聴取

令和7年2月25日 関係者聞き取り（小川、近藤が聴取）

聴取対象者	银杏保育園園長
保育士	3名
会計年度任用職員	3名
調理員	1名
保護者	3名及びその子ら

令和7年6月2日 関係者聞き取り（小川、大城が聴取）

保護者	2名及びその子ら
-----	----------

3 保護者からの調査要求事項

保護者2名から出されている令和6年4月17日付第三者委員会設置に関する嘆願書及び令和6年7月26日付「意見書に対する反証について」記載内容

及びそれまでの各資料からすれば、保護者から虐待等・不適切な保育として訴えがあったのは最終的には以下の点と認められる。

- ① 子どもをロープでつないで行動を制限する。
- ② 園での昼食時、ご飯をもどそうとする子どもの口を「ゲッと言わない」と塞ぐ。
- ③ 子どもをロッカーの上にのせて叱責する。
- ④ 子どもをロッカー内に押し込む。
- ⑤ 子どもが「鬼の部屋」と呼ぶ部屋へ無理やり連れて行く。
- ⑥ 子どもがブランコから落ちても保護者への報告がない。
- ⑦ ながら保育（迎えの時間に教室に園児だけになっている時間がある。）
- ⑧ 敬老会の発表時、保育士が園児を建物の隅に追い込んで叱責していた。
- ⑨ 保育士が園児を目で威嚇する。
- ⑩ 保育士が怒って話を聞いてくれない。
- ⑪ 自由に遊ばせてもらえない。
- ⑫ ご飯をこぼしたら「おこぼし！」と叱責される。
- ⑬ 子どものアレルギーの話を給食調理員と直接話させてもらえない。

第4 調査結果

1 事実の認定

上記保護者からの訴え各点に関し、各資料及び関係者聴取等に基づく結果委員会の事実認定は以下の通りである。

（1）子どもをロープにつないで行動を制限する

職員らへの聴取の結果、特にこれを事実と認めるに足る根拠は確認できなかった。

（2）昼食時の不適切な取扱い

職員らへの聴取等からすると食事時の指導において指導の仕方が強かった面があることはうかがえるが、保護者が訴えるような具体的行為まで認定すべき根拠は認められない。

(3) ロッカーの上にあげて叱責する

保護者の目撃もあり、職員の聞き取りから、園児をロッカーの上に座らせていた事実があった事は認められる。ロッカーは高さ110cm程であり、客観的に見て園児を座らせるには危険な高さと言える。但し、職員が目を離すなど現実には落下の危険が生じたような状態があったとまでは認められない。行為の理由としては、過去の職員が行っていたため漫然と続けられていたものと認められる。

(4) ロッカーに押し込む

聞き取りにおいて子どもからロッカーに職員に入れられた旨の発言はあったが、具体的な態様までは分からなかった。現地は確認したがロッカーの構造からして園児が勝手に入ることはあるとしても無理に押し込むほどのスペースがあるとは考えがたい。子どもの証言が事実と認めるには疑問が残り、委員会として事実とは認定しがたい。

(5) 子ども達から【鬼の部屋】と呼ばれている部屋へ無理やり連れて行く

節分に使う鬼の人形をおいている部屋（園児数減少に伴い物置扱いされていた教室。園児が当時【鬼の部屋】と呼んでいた。なお、【鬼の部屋】というのは鬼の人形が置いているという以上の意味は特になかったものと思われる。）に園児を連れて行く事例があったことは保護者及び職員らからも証言があり事実と認められる。但し、目的については園児を落ち着かせる目的であったと思われる。園児を同室に1人にすることがあったことは認められるが、時間が不適切と言える程かは認定しがたい。

また、園児を部屋に連れて行く際の態様については場合によると思われるが、足を引きずって、あるいは手と足を2人で持って連れて行くようなケースもあったものと認められる。

(6) 子どもがブランコから落ちても報告がない

職員からは、報告に努めていた旨の回答はあったが、報告に漏れがあったことは認められる。もっとも、具体的な事案までは認定できない。

(7) ながら保育

職員への聴取結果から、職員が隣室にいて、教室内に園児以外の者がいない時間があったことは聞き取りの結果認められる。もっとも、隣室の構造からして教室内の状況の確認は可能であり、保護者から訴えがあったように、教室内の状況を常時確認できる者がいなかった時間があったのかまでは認定しがたい。

(8) 敬老会の発表

園外施設での敬老会の際、興奮していた園児を隅に連れて行った事実は認められるものの、その際の態様については明確に認定しがたい。園外での行事であることを考えると、興奮する園児をひとまず施設外に連れていくこと自体に問題はないと考えられるが、その後の対応について職員と目撃者の主張に食い違いが多く、子どもからも明確な証言が得られないことからすれば通常の指導の範疇を逸脱した行為まであったか認定することは困難である。

(9) 目で威嚇する

目つきや表情については評価が主観的に過ぎ、事実として認定することは困難である。職員が厳しく対応することがあったことはあるとしても、具体的状況について認定するだけの根拠は認めがたい。

(10) 保育士が怒って話を聞いてくれない

聴取した子どもから一部の職員が怖い旨の発言はあったが、そう感じる具体的理由までは聴取できず、具体的事実としては認定しがたい。

(11) 自由に遊ばせてもらえない

カリキュラムが多かったことはうかがえるが、園の教育方針の範疇であり、当委員会として認定すべき不適切な保育の問題とは考え難い。

(12) ご飯をこぼしたら「おこぼし！」と叱責される

指導に当たっての口調について確実な認定はできないが、園児が恐怖感を抱いた可能性は否定できない。

(13) 子どものアレルギーの話を給食担当とさせてもらえない

職員及び給食担当者に聴取を行ったが、いずれもそのような事実はなかったと述べており、保護者の訴えについて確実に認定できる根拠は認めがたい。

2 虐待等及び不適切な保育該当性の認定

「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」において、保育所における虐待とは、①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待のいずれかに該当する行為と定義される。その他子どもの心身に有害な影響を与える行為を含め虐待等と定義されている。

また、不適切な保育は、従前「虐待等と疑われる事案」と定義されていた。この点、令和7年8月に改訂されたガイドラインにおいて「不適切な保育」概念は用いない方向で再整理がなされたが、本件はガイドライン改定前の事案であって本委員会の調査も改定前に終えており、改定後ガイドラインに準拠して今回判定を行うのは保護者の訴えへの回答、従前調査との整合性等の観点から好ましくなく、改訂版ガイドラインでも各自治体の運用の中で従前の「不適切な保育」概念を用いることは差し支えないとされていることから、本報告書における「不適切な保育」概念は改定前ガイドラインに準拠することとする（なお、従前の定義において不適切な保育の中には虐待等が含まれるものだが、以下では表現の便宜上不適切な保育には虐待等は含まないものとして記述する。）。

なお、株式会社キャンサーキャン「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」においては、「不適切な保育」は「保育所での保育士等による子どもへの関わりについて、保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為」とされ、(1) 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかわり、(2) 物事を強要するようなかわ

り・脅迫的な言葉がけ、(3) 罰を与える・乱暴なかかわり、(4) 一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり、(5) 差別的なかかわりをその具体的な行為類型と示している。手引きの定義はガイドラインの定義とは必ずしも一致しておらず、本報告書ではガイドラインの定義に準拠するが、手引きの定義も参考とするものである。以上の定義にもとづき、検証した結果は、以下の通りである。

- ・虐待等に該当する事案 0 件
- ・不適切な保育に該当する事案 3 件
- ・その他指摘事項 2 件

(1) ロッカーの上にあげて叱責する

ロッカーの高さから考えるに、園児が落下した場合は外傷を生じる危険の高い高さである。もっとも、職員が見ている状況においては落下の危険は現実的には通常生じないものと思われる。また、園児への身体拘束は場合により身体的虐待に当たりうるが、本件では高い場所に上げて行動を制限はしているものの直ちに虐待と言えるまでのものとは認められない。本件は以上のことからして、身体的虐待とは認められない。

もっとも、園児を自力で降りられない高所に置くことは、園児に強い恐怖感を抱かせる恐れのある行為であり、園児の人格の尊重という観点からは適当な行為ではない。職員への聴取結果からすれば、このような行為は園児を落ち着かせて話をすることを目的としたものと思われ、園児を落ち着かせるための拘束行為が全て認められないものではないものの、本件行為は園児を落ち着かせるという目的に照らしても必要性相当性に欠けており、不適切な保育というべきである。(不適切な保育に該当する事案)

(2) 食事時の指導について

園児への食事の際、園児の好き嫌いをなくす、ちゃんと食べられるようにするなどのために指導をすることは保育園の業務の範疇であるが、保育園における食事の提供は、残さず食べることが目標ではなく、園児の意思を察知

し、それに合ったタイミングで与える必要がある。過度な指導は園児の食事面での成長にとって必ずしも好ましくなく、かえって食事に苦手意識を持たせるような事態にもつながりうる。本件で食事時の指導として不適切といえるまでの指導があったとまで認めるに足る根拠はないが、指導が適切であったかについては職員において検討されたい。(その他の指摘事項)

(3) 子ども達から【鬼の部屋】と呼ばれている部屋へ無理やり連れて行く

園児を落ち着かせるため別室へ連れていくこと自体は直ちに問題のある行為ではない。本件では不当な目的で別室に連れて行っていたと認めることはできず、この点は不適切な保育とは言えない。

もっとも、園児を別室に連れて行く際の態様については、足を持って運ぶような事案があったことは聴取からも認められ、このような態様は外傷を生じさせたり苦痛を与えたりするような態様ではなく直ちに虐待とまでは言えないが、園児への扱いとしては好ましくなく、不適切な保育というべきである。また、部屋の使用について保護者への説明がなかったため疑念が抱かれた面があるものと思われる。(不適切な保育として認められる事案)

(4) 子どもの事故について報告がない

園児の事故、負傷については保護者への速やかな報告に努めるべきであり、報告漏れは可能な限りなくすよう努める必要がある。職員が負傷に気付いていなかったり、うっかり報告を忘れていたりするケースが生じることはある程度はやむを得ない面はあるが、そのようなケースは可能な限りなくすよう努める必要がある。本件で不適切といえる報告漏れがあったかについては、具体的案件について明確な情報がないため認定しがたいが、報告は確実に期すよう引き続き努めるよう職員において常時意識する必要がある。(その他の指摘事項)

(5) ながら保育

保育園においては部屋に園児のみになることがないようにする必要があり、部屋に園児以外の者がいない時間があることは不適切な保育というべきである。もっとも、構造上別室であっても園児のいるスペースを職員が常時

監視でき何かあれば直ちに対応できる場所にいれば必ずしも同一の部屋にいることまで求められるものではないと考えられるところ、本件保育園の構造上隣室からは教室を概ね見渡すことができ、何かあった場合にはすぐに対応できるので、直ちに問題が生じるとまでは断定できない。もっとも、同部屋にいる間の職員の行動について確証が得られないため明確な認定は困難であるが、同室の構造上部屋全体を常に見渡せるわけではなく、教室内にいるときに比べれば園児への注意が落ちる可能性はあり、基本的に教室内に職員がいない状態は好ましくないものと考えられるため、不適切な保育と言うのが相当である。（不適切な保育に該当する事案）

（６）敬老会の発表

園外での行事の際、園児を落ち着かせるため、施設外に移動させること自体に問題はない。その際の注意の態様等については、明確な認定が困難であり、直ちに不適切な保育があったとは認定できない。

なお、園児への叱責が一概に教育上必要な場合があり、厳しい対応が直ちに不適切となるものではなく、具体的事案における事情や叱責の時間、態様等を総合的に判断する必要があるが、いずれにせよ本件で不適切な保育というまでの事実認定はしがたい。（虐待等・不適切な保育とは認定できないもの）

第５ 保育園の問題点

１、園児への対応についての配慮

園児を落ち着かせるため、ある程度の有形力の行使はやむを得ない面はあり、体を押さえつける、動けないよう椅子に座らせるなどの行為が全て不適切なものではない。しかしながら、園児への対応上必要な行為だとしても、園児に恐怖感を与えるような対応は極力避けなければならない。

本件で園児をロッカーの上に座らせていた行為は、職員の証言からすればもともと本件保育園の保育士が昔から行っていたため当職員も漫然とそれを

継承していたものと思われるが、保育園職員としては自身の園児へのかかわり方が不適切でないか常に検討し、その是非を考えて職務に当たる必要があり、先輩がそのようにしていたからと漫然とこれを継続するべきものではない。本件で職員に悪意があってこのような行為を行ったものとは認められないが、職員として日々の振り返りが足りなかったものと言わざるを得ない。

2、別室隔離の際の対応

園児を落ち着かせるため別室に一時隔離すること自体は目的、手段として直ちに不相当なものではないが、その際の態様については、園児に恐怖感、孤独感等を抱かせないように十分配慮する必要がある。また、保護者に誤解を生じないように説明を行う必要がある。

3 ながら保育

保育園における園児の監督は基本的に職員による常時の監督を要するが、本園における放課後の監督について適切であったか疑問がある。今後園児がいる場合は常時職員が同室内にいるようにし、このための必要な人員の確保に努める必要がある。放課後なので片付け等の用事があることや職員の退勤時間の都合があることは考えられるが、園児がいる間は常時の監視ができるよう配慮し、保護者とも迎えの時間等につき必要であれば話し合う必要がある。

4 食事時の指導の在り方

食事時の指導については、全部食べること、こぼさないこと自体を目的とするのではなく、園児の適正な発達に資するよう行われる必要がある。本件における指導について食べさせること自体に重きが置かれている向きは否めないため、今後の食事指導の在り方については保育所における食事の提供ガイドライン等を参照し、十分検討する必要がある。

5 園児への指導の在り方

園児に対しては、叱責することも時には必要であり、叱責することが一概に悪いわけではない。また、園児の職員へのとらえ方も個人差があり、園児

が職員を怖いと感じることがあることはある程度やむを得ないところではあるが、園児の健全な発達にとって害となったり、トラウマとなったりするような指導がなされないようにすべきことは当然である。本件における指導の在り方が不適切であったかは断定できないものの、指導の在り方についての考え方は時代によって変わっており、本保育園の指導方針がいささか古いままであった感は否めない。園児への指導の在り方が現在の基準に照らして適正であったかは検討を要する。

第6 保育改善計画への提言

1 概要

本調査において、不適切な保育に該当する事案3件とその他指摘事項2件が確認された。いずれも虐待等認定には至らなかったものの、園児の情緒・発達に悪影響を及ぼす恐れがあり改善が必要である。

これらの事案の背景には、個人的要因（職員一人一人の価値観や知識、技術の問題）と、組織的要因（古い価値観や時代にそぐわない保育方法が継承されていたこと、小規模保育園特有の課題等）があったと考えられる。

加えて、今回の事案を巡り、保護者と保育園、行政との信頼関係が揺らいでいることも大きな課題であるとする。

保育園と保護者の信頼関係が損なわれると、園児の行動や発達課題に一貫性をもって対応できない、園児が職員や保護者の不安を敏感に察知し、不安定になるなどの可能性が生じる。したがって、保護者と保育園、職員との信頼関係を再構築することは、園児の健全な心身発達のために不可欠であるとする。

そこで、本改善計画では、下記の改善基本方針に基づき、事案ごとの改善策をはじめとする具体的改善を求めるものとする。

2 改善基本方針

（1）子どもの最善の利益の十分な考慮

園児の人格を尊重し、心身の健やかな発達を最優先とする。

(2) 虐待等・不適切な保育の未然防止と早期発見の徹底

当園における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインの作成と運用を通し不適切な保育等の再発防止と虐待等・不適切な保育等の未然防止を図る。

(3) 職員の意識改革と資質向上

職員一人一人が自己の保育実践を省察し、専門性を高め、意欲的に保育活動に取り組める体制を整える。

(4) 保護者支援の充実

保護者が安心して子育てができるための相談体制を整える。

(5) 組織文化の改善

小規模保育園特有の閉鎖性を克服し、職員が意見を言いやすく、学び合える風通しの良い職場をつくる。

(6) 信頼関係の再構築

保育園・保護者・行政が協働できる場を整え、「大人同士の信頼関係が子どもの安心と健全な発達につながる」という共通認識を持つ。

3 事案ごとの改善策

(1) ロッカーの上にあげて叱責する（不適切な保育）

- ・園児を落ち着かせるためであっても、ロッカー上に園児を座らせ叱責するなど、園児を高所に上げ行動を抑制することを禁止する。
- ・安心スペースの設置、落ち着かせるための言葉かけや個別の対応等の園児にとって安全・安心な代替方法をとる。

(2) 食事時の指導について（その他の指摘事項）

- ・完食を重視する旧来型の指導の継承を見直し、「保育所における食事の提供ガイドライン（子ども家庭庁）」等に沿った指導を行う。
- ・好き嫌い克服より「楽しい食事」「食への興味」を重視した指導方法をとる。

(3) 子ども達から【鬼の部屋】と呼ばれている部屋へ無理やり連れて行く

(不適切な保育)

- ・別室利用に際しては、その目的を園児の安全確保、クールダウンに限定し、園児に恐怖感、孤独感等を抱かせないように十分配慮する。
- ・園児を移動させる際は「手をつなぐ」「抱きかかえる」などの安全な方法をとる。
- ・保護者に対し、目的や方法について説明責任を果たし理解を得たうえで実施する。

(4) 子どもの事故について報告がない（その他の指摘事項）

- ・園児の事故等については職員間での情報共有を行い、軽微なことでも当日中に保護者に報告をする。

(5) ながら保育（不適切な保育に該当する事案）

- ・最低1名が、常時園児と同室する体制を保证する。このための人員確保に努める。

4 虐待等・不適切な保育の未然防止と早期発見

「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（こども家庭庁）」「不適切な保育の未然防止手引き（キャンサーズキャン）」、「人権擁護のためのセルフチェックリスト（全国保育士会）」等をもとに、保育園における対応マニュアルを整備し運用する。

5 子どもの最善の利益の確保に向けての取り組み

すべての保育活動は園児の人格を尊重し、心身の健やかな発達を保障することを最優先とする。

(1) 心理的安全（恐怖や不安を与えないかわり）

- ・威圧的な叱責や隔離、身体的拘束は避け、安心できる言葉かけ・環境調整を基本とする。

- ・園児の感情を受け止め、自己肯定感を育む保育を行う。

(2) 身体的安全（事故防止・健康保持）

- ・園舎の安全点検やリスク評価を定期的実施し、事故の予防を徹底する。
- ・年齢や発達段階に応じた活動量・睡眠・栄養バランスを確保する。

(3) 自己決定の尊重（遊び・食事・休息）

- ・遊びや活動の選択に園児の意見を取り入れ、主体的に学び、考える力を育てる。
- ・食事・排泄・休息のタイミングも、園児のペースに寄り添う。

(4) 社会性の発達（他者との関係形成、言語・感情表現の支援）

- ・グループ遊びや地域交流を計画的に設け、友だちや大人との協力、思いやりの気持ちを育てる。
- ・絵本の読み聞かせや日常の対話を通じて語彙を増やし、感情を言葉で伝える力を養う。
- ・トラブルが生じたときは職員が落ち着いて対応し、感情を言葉で表現する力を養う。

6 保護者支援の充実

子どもの発達や子育ての悩み、保育等について、保護者が専門家に気軽に相談できる相談体制を整備する。

7 職員の意識改革と資質向上

(1) 年間計画に基づいた研修の実施

年間計画に基づき、下記事項等につき研修を実施する。

- ・園児の発達段階、発達特性に応じた支援（園児の発達段階や発達特性に応じた、叱責や拘束に頼らない対応等）
- ・子どもの人権
- ・不適切な保育・虐待防止
- ・保護者支援

- ・安全・事故防止

- ・食育等

(2) 園の実情に合わせた研修

巡回支援事業等を活用し、保育内容や指導方法、環境の改善等についての助言を得る。

(3) 職員への支援

園児や保護者への支援について、また職員自身の悩みなどについて専門家に相談できる体制を整備する。

8 組織文化の改善

小規模保育園においては、園内で意見を出しにくく問題や不適切な保育が表面化しにくい、外部の新しい保育知識や改善方法が入りにくく旧来のやり方が固定化しがちである等の課題が生じる可能性が考えられるため、以下の取り組みを通して改善を図る。

- ・定例ミーティングの実施、職場アンケートなどを通し、風通しのよい、意見を出しやすい職場づくりに努める。
- ・他園との合同研修・職員交流を推進し、多様な視点を導入する。
- ・外部アドバイザーを定期的に活用し、内部の課題を客観的に把握し改善を図る。

9 保護者との信頼関係の回復

- ・日々の会話や保育記録を通し、情報交換や相互理解を図る。
- ・定期的に、懇談を行い、改善状況を報告する。
- ・苦情・意見を受け付けるシステムを構築する。
- ・行政主催の子育てに関する講演会実施などを通し、町ぐるみで子育てに取り組む機運を醸成する。

10 評価と継続的改善

- ・ 保育園は、定期的に自己評価を実施する。
- ・ 自治体・外部専門家による定期に第三者評価を実施し、改善内容と課題を客観的に検証する。

以上、大人同士が協力し互いを信頼できる環境が、園児の心の安定と発達を守り、持続的な保育改善につながるという共通認識を持ち、ともに東洋町の子どもを守り育てていけるよう、改善を進めていくよう提言する。

以上